

会議などを公開します



傍聴希望者の受け付けは、会議開始の30分前～10分前に各会場前で行います。当日先着順です。

- 人事給与制度調査審議会  
日・時 2月4日(火)午後2時 場 市職員会館(岸城町) 内 人事給与制度改革 定10人 問 人事課 423-9413、行財政改革課 423-9405
- 上下水道事業運営審議会  
日・時 2月7日(金)午後2時 場 市役所別館2階(岸城町) 内 水道事業ビジョンの進捗状況ほか 定5人

- 問 上下水道局総務課 423-9590
- 人権尊重のまちづくり審議会  
日・時 2月7日(金)午後2時 場 男女共同参画センター(加守町4丁目) 内 令和6年度人権施策推進状況 定5人 問 人権・男女共同参画課人権推進担当 429-9833 441-2536
- 行財政改革検討委員会  
日・時 2月12日(水)午後2時 場 市役所新館4階(岸城町) 内 新行財政改革プランの取り組み 定10人 問 行財政改革課 423-9405
- 市民病院地域医療支援委員会  
日・時 2月13日(木)午後2時 場 市民病院(額原町) 内 地域医療支援病院業務報告ほか 定5人 問 医療マネジメント課地域医療担当 445-1000
- 子ども・子育て会議  
日・時 2月13日(木)午後2時 場 市役所新館4階 内 第3期子ども・子

- 育て支援事業計画の策定 定5人
- 問 子育て支援課 423-9678
- 国民健康保険運営協議会  
日・時 2月13日(木)午後2時 場 市役所新館4階 内 令和7年度国民健康保険料 定5人 問 健康保険課 423-9456
- 住居表示審議会  
日・時 2月14日(金)午前10時 場 市立公民館(堺町) 内 住居表示実施案の諮問 定5人 問 市民課住居表示担当 423-9452
- 景観審議会  
日・時 2月28日(金)午後3時 場 市職員会館 内 現景観計画の改定の方針性ほか 定8人 問 都市計画課景観担当 423-9538

内の全事業所に府知事が任命した統計調査員が訪問し、常用労働者数などを調査します。ご理解・ご協力をお願いします。  
対象地域 土生町 問 府統計課勤労・教育グループ 06-6210-9200

2025年農林業センサスにご協力を

市内で農林業を営む農家や林家、法人を調査員が訪問し、聞き取り調査を実施します(2月1日(土)基準日)。詳細な調査が必要な場合は、調査票を配布します。調査結果は、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料として活用します。ご協力をお願いします。  
調査期間 1月下旬から2月末 回  
答方法 ①調査員による回収 ②インターネット 問 総務管財課総務・統計担当 423-9741

毎月勤労統計調査にご協力を

2月上旬から、事業所名簿作成のため厚生労働省が指定した調査区

マイナンバーカードのお知らせ



予約はこちら

- 予約 問 電話またはQRコードで市民課へ 423-9751 (予約専用電話番号)、423-9509
- マイナンバーの手続きは予約優先  
希望日の前日まで予約できますので、ぜひご利用ください。電子証明書の更新と暗証番号の再設定(ロック解除)は各市民センターや山滝支所(内畑町)でも手続きができます(予約制)。
- マイナンバーカードの受け取り・申請の際の本人確認書類  
12月からの制度改正に伴い、手続きには必ず顔写真が表示された本人確認書類が必要です。お持ちでない場合は、健康保険証などの本人確認書類2点と、市から事前に送付された確認書類が必要です。ただし、申請者が1歳未満の場合は、顔写真のない本人確認書類で手続きできます。
- 休日開庁(予約優先)  
カードの受け取りや電子証明書の更新、住所・氏名などの変更に伴う券面事項変更などの手続きができます。  
日・時 2月9日(日)、3月9日(日)午前9時～正午
- 出張申請(申請のみ。初めてカードを作る人が対象)  
顔写真も無料で撮影しています。カードの受け取りはできません。

日時	場所	予約
2/26(水)13:00~16:00	春木市民センター(春木若松町)	予約優先
2/27(木)13:00~15:20	だんじり会館(本町。駐車場有料)	予約制

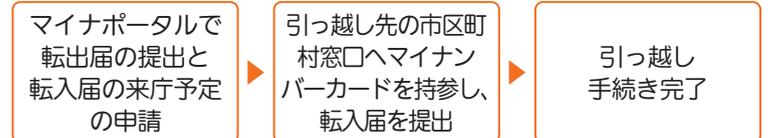
※市民センターや支所での出張申請は、今回で終了です。

市役所への来庁不要  
マイナンバーカードで引っ越し手続き

マイナポータルから転出届(本市から他市区町村への引っ越し)の届け出ができます。  
2~4月は窓口が大変混雑するため、オンライン手続きをぜひご利用ください。



手続きはこちら



- ※転入届の来庁予定日に申請した場合、当日中に手続きできない場合があります。
- ※電子証明書(署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)が有効なマイナンバーカードを持つ人
- ※手続き期間 本市を転出する30日前から転出した日以降10日以内
- ※次の場合は、マイナポータルから手続きはできません。①申請日が本市を転出した日から11日以上経過 ②日本国外への引っ越し ③代理人での手続き ④マイナンバーカードに有効な電子証明書が搭載されていない。①~③は窓口または郵送、④は窓口で手続きが必要です。
- 問 マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178、市民課住民担当 423-9454

